

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「労使間の取り扱いに関する協約」の平等かつ公平な運用を求める申し入れ

2024年10月、より柔軟な働き方を実現するために「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」が導入されたことから、労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」が現業機関において適用を受けられなくなりました。

よって、輸送サービス労組は、申第10号(2024年10月7日付)を提出し労使協議を行いました。しかし、交渉において会社は、私たちの指摘については受け止めつつも「フレックスタイム制度は、労働者自身において始終業時刻を決めることができる柔軟な働き方であり、今回の指摘にあるような取り扱いを行うこととなれば、それは過度な便宜供与となることから適用する考えはない」と回答がなされました。

労使間の取扱いに関する協約は、労使合意に基づいて調印されているものであり、勤務種別・形態の差異により適用が除外されることは承服できません。会社が主張する取り扱いが定常化すれば、「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」適用者が団体交渉に参加した場合は労働時間として取り扱われないことから所定労働時間分の賃金を得るために過度な働き方が強いられることとなります。組合活動の参加の有無によって働き方や環境が差別され、ましてや取り扱いの変更によって組合員を分断する行為は、労働組合活動への支配介入以外の何物でもありません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 団体交渉等に関する便宜供与については、組合員の働き方と生活を保障し、労使間の取り扱いに関する協約第49条に則り、勤務種別や勤務形態に関わらず平等かつ公平に運用すること。
2. 今申し入れに対する回答は、2025年3月7日までにを行うこと。また、団体交渉は2025年3月21日までに実施すること。

以 上